

食品衛生法施行条例の一部 改正に関するご意見募集

食品衛生法施行条例に関する皆様のご意見をお聞かせください。

1. 趣旨

これまで、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 51 条において、「都道府県は、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業であつて、政令で定めるものの施設につき、条例で、業種別に、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。」とされており、島根県では、同法の施行に関し必要な事項を食品衛生法施行条例（平成 11 年島根県条例第 51 号）として制定してきました。

平成 30 年 6 月に「食品衛生法等の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 46 号）が公布され、食中毒等のリスクを踏まえ許可業種が再編されるとともに、政令で定めるものの施設につき厚生労働省令で定める基準を参酌（さんしゃく）して条例で必要な基準を定めるよう規定されました。

これを受け、島根県においても条例の見直しを進めており、広く県民の皆様からのご意見を募集することとしました。

2. 改正概要

（1）営業の施設の基準について

- ア 厚生労働省令で定める基準（参酌基準）のとおりとします。
- イ ただし、参酌基準が示されていない現行許可業種に対応するための規定を定めます。

「参酌基準」とは、都道府県等の条例制定にあたり、十分に参照しなければならない法令上の基準を指しています。

今般の食品衛生法の一部改正により施設基準が参酌基準として厚生労働省令に規定された趣旨として、施設基準に係る合理性に乏しい地域的差異の解消があります。

（2）その他規定の整理

【参 考】

- ・〔資料 1〕食品衛生法施行条例改正の概要
- ・〔参考〕改正のイメージ

3. 募集期間

令和 2 年 10 月 1 日（木）から令和 2 年 10 月 31 日（土）まで

4. 公開資料閲覧場所

(1) 県のホームページ

「食品衛生法施行条例の一部改正に対する意見の募集について」

https://www.pref.shimane.lg.jp/life/syoku/anzen/eisei/topix/R2_shokuhin_jyourei_kaisei_ikenboshuu.html

(2) 県庁薬事衛生課及び最寄りの保健所

(3) 県政情報センター及び各地区県政情報コーナー

5. ご意見の提出方法

次のいずれかの方法により、ご提出ください。

なお、電話によるご意見は受付できませんので御了承ください。

意見書の様式は特に定めませんが、できるだけ下記事項を記載のうえ、お寄せください。

①住所 ②氏名または団体名

1) 郵送の場合 〒690-8501 松江市殿町1 県庁薬事衛生課 あて

※郵送の場合は、令和2年10月31日消印分までとさせていただきます。

2) F A X の場合 0852-22-6041

3) Eメールの場合 yakuji@pref.shimane.lg.jp

※メールの場合、必ず件名「食品衛生法施行条例の改正について」を入力してください。ご意見はメール本文ではなく、提出様式をホームページよりダウンロードしたものにgo入力のうえ、添付してください。

6. ご意見の反映・個人情報の取扱い

お寄せいただいたご意見は、十分に検討・考慮して食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を策定します。

ご意見に対する個別の回答はいたしかねますが、後日、寄せられた意見の趣旨とこれに対する県の考え方を公表します。ただし、公表することにより、個人又は団体の権利、その他正当な利益を害するおそれがある意見は、公表しません。また、意見を提出した個人又は団体が識別される情報又は識別される可能性のある情報についても、公表しません。

意見の募集は、具体的な意見をいただくことを目的としていますので、賛否だけを示したものや、趣旨が不明瞭なものなどについては、県の考え方をお示しできない場合があります。

7. お問い合わせ先

島根県健康福祉部薬事衛生課 食品衛生グループ

電話 0852-22-6487・6292

FAX 0852-22-6041